

「久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業」 特定事業の選定について

第1 事業概要

1 事業内容

1) 事業名称

久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業

2) 事業に供される公共施設等の名称

久留米市中央学校給食センター（仮称）

3) 計画位置

久留米市中央学校給食センター（仮称）：久留米市野中町字兎田・字横枕・字餅祭田ほか

4) 事業目的

学校給食は、学校教育の一環として実施されるものであり、児童生徒の心身の健全な発達とともに食生活の改善に寄与すること等を目的としている。

久留米市(以下「市」という。)では、現在、小学校 46 校、中学校 5 校及び養護学校 1 校に対し、合計約 21,700 食/日の給食を提供しているが、中学校では 17 校のうち 12 校で学校給食が実施されていない状況にある。

中学生については、心身の発育・発達が著しい時期であり、これまでも学校給食を通じた適切な栄養管理や望ましい食習慣の形成等が求められてきたが、今日、偏った栄養摂取、朝食欠食といった子どもの食生活の乱れが指摘されており、「学校における食育」の観点から全中学校における学校給食の必要性は高まっている。

このようなことから、市では、市議会からの提言を踏まえ、未実施の中学校給食について検討を行った結果、新たな学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備し、全中学校で給食を開始するという方針を決定した。

市は、本事業を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に基づく PFI 事業として実施することにより、市の財政負担の軽減と公共サービスの質的向上を図りつつ、以下の実現を図るものとする。

衛生管理の徹底

安全な給食を提供するため、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の概念を採り入れ、「学校給食衛生管理の基準(文部科学省)」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」等に基づき衛生管理の徹底を図る。

望ましい食環境の整備

生徒の正しい食習慣の形成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める。

アレルギー対応食の提供

近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ生徒に対する給食(除去食を基本とする。)の提供にも対応しうる機能設備等を兼ね備えた施設とし、これに応じた業務システムの構築に取り組む。アレルギー対応食数は100食程度を想定している。

環境負荷の低減

クリーンエネルギーの利用等、省エネルギー設備の導入や生ごみの減量化・再資源化への対応など環境負荷の低減に取り組む。

コスト縮減の追求

施設の建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般に渡るいわゆるライフサイクルでのコスト縮減を可能な限り追求する。

食育の推進

全中学校での給食実施により、学校における食育を推進するとともに、本施設において、食育に関する情報発信や地場農産物の積極的な活用などに取り組む。

5) 敷地面積

久留米市中央学校給食センター(仮称): 約6,700㎡

2 事業の範囲

1) 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 各種許可申請等業務及び関連業務(交付金の申請支援含む。)
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 調理設備調達・搬入設置業務
- ・ 配送車両調達業務
- ・ 什器備品¹調達業務
- ・ 食器・食缶等²調達業務
- ・ 外構整備・植栽整備業務
- ・ 配膳室整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 竣工検査及び引渡し業務

1)「什器備品」とは、机、椅子、作業台、棚等、施設運営や調理を行うに当たり必要な

備品をいう。

2)「食器・食缶等」とは、食器・食缶、食器かご等をいう。

2) 開業準備業務

- ・ 開業準備業務

3) 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務（建築物の点検・保守、その他一切の修理・修繕業務を含む。）
- ・ 建築設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕業務を含む。）
- ・ 調理設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕及び更新業務を含む。）
- ・ 植栽・外構維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 配送車両維持管理業務
- ・ 配送車両更新業務
- ・ 什器備品保守管理・更新業務
- ・ 食器・食缶等保守管理・更新業務

4) 運營業務

- ・ 検収補助業務
- ・ 調理業務
- ・ 給食運搬・回収業務（米飯・パンの残滓については、選定事業者による回収とする。）
- ・ 洗浄業務
- ・ 残滓処理業務（米飯・パンの残滓についても残滓処理対象とする。）
- ・ 衛生管理業務
- ・ 調理用具³保守管理・更新業務

3)「調理用具」とは、包丁、ボール、まな板等、調理を行うに当たり必要な調理用具をいう。

3 事業方式

選定事業者が本施設を整備した後、市に所有権を移転し、事業期間中における維持管理業務及び運營業務を実施するいわゆる BTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日までの予定とする。

第2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

1 コスト算出による定量的評価

1)算定に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と、PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を以下のように設定した。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

項 目	市が自ら事業を実施する場合	PFI 事業として実施する場合
算定対象とする 経費の主な内訳	1. 支出 (1) 施設整備費 (2) 維持管理費 (3) 運営費 (4) 地方債(合併特例債)の償還費 (5) 光熱水費 2. 収入 (1) 安全・安心な学校づくり交付金 (2) 地方債(合併特例債)	1. 支出 (1) サービス対価 ・ 施設整備費 ・ 維持管理費 ・ 運営費 ・ 選定事業者の開業準備費 ・ プロジェクトファイナンスの組成に係る費用 ・ 割賦金利 ・ SPC の管理費 ・ SPC の利益 ・ SPC の法人税等 (2) アドバイザー委託費 (3) モニタリング費 (4) 地方債(合併特例債)の償還費 (5) 事業者選定委員会運営費 (6) 光熱水費 2. 収入 (1) 安全・安心な学校づくり交付金 (2) 地方債(合併特例債) (3) SPC からの税収(市税)
共通条件	インフレ率：0.0% 割引率：4.0% 施設整備期間：1年3ヶ月 開業準備期間：2ヶ月 維持管理・運営期間：14年7ヶ月	
資金調達に関する事項	・ 一般財源 ・ 安全・安心な学校づくり交付金 ・ 地方債(合併特例債)	・ 一般財源 ・ 安全・安心な学校づくり交付金 ・ 地方債(合併特例債) ・ 選定事業者の自己資金 ・ 民間金融機関借入金

2) 算定方法及び評価の結果

前記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI 方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が 11.9%程度削減されるものと見込まれる。

市が自ら実施する場合の市の財政負担額（現在価値換算額）	4,955（百万円）
PFI 方式により実施する場合の市の財政負担額（現在価値換算）	4,367（百万円）
VFM（現在価値換算）	588（百万円）
VFM（%）	11.9%

2 本事業を PFI 事業として実施することについての定性的評価

1) 民間のノウハウや創意工夫の発揮

設計・建設・運営及び維持管理を一括して民間事業者が発注することで、単体で発注する場合に比べて民間の有するノウハウや創意工夫が発揮されやすく、サービス水準の高い業務の遂行が期待できる。

2) 安定かつ効率的な事業運営

本事業を PFI 事業として実施する場合、市と選定事業者が適正なリスク分担を行い、従来市が負っていたリスクのうち、選定事業者がより適切に管理できるリスクを移転することにより、安定かつ効率的な事業運営が期待できる。

3) 計画的な財政運営への寄与

長期間における事業契約の締結が可能であることから、事業期間中の財政負担を適切に把握することができ、計画的な財政運営に寄与することができる。

3 総合的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、市が直接事業を実施する場合と比較して、市の財政負担は、定量的評価において 11.9%程度の縮減が見込まれ、定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業を PFI 法第 6 条の規定により特定事業として選定する。